



群労基発 0422 第 3 号
令和 7 年 4 月 22 日

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
群馬支部長 殿

群馬労働局労働基準部長



職場における熱中症予防対策の徹底について（協力依頼）

平素から、労働基準行政の推進につきまして、格別の御支援と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、夏季を中心に熱中症の発生が相次ぐ中、職場においても例年、熱中症が多発しており、業界、事業場ごとに、熱中症予防対策に取り組んでいただいているところです。当局管内の令和 6 年の熱中症による労働災害は、死亡に至る事例はないものの、令和 5 年と同数の 14 件発生しております。全国的には、ここ数年、重篤化して死亡に至る事例が年間 30 人程度発生する状態が続いているなど、熱中症による労働災害が大幅に増加しており、気温の高い日が続くこれからの時期を迎えるにあたり、労働者ひいては国民一人一人に対して熱中症予防の周知・啓発を行う等、対策に万全を期することが重要です。

熱中症予防対策の徹底につきましては、群馬労働局長から令和 7 年 3 月 27 日付け群労発基 0327 第 5 号「令和 7 年『STOP！熱中症クールワークキャンペーン』の実施について」をもって会員事業場等に対する周知をお願いしたところですが、5 月から同キャンペーンが開始されるにあたり、当局における熱中症による労働災害発生状況等を取りまとめました。

つきましては、下記により関係資料を送付しますので、引き続き熱中症予防対策について取組を進めていただけるよう、会員事業場への周知について特段の御支援と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 関係資料

- 資料 1 「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」リーフレット
- 資料 2 職場における熱中症による労働災害発生状況等について（群馬労働局管内）
- 資料 3 職場における熱中症を防ごう！！
- 資料 4 「令和 7 年 6 月 1 日に改正労働安全衛生規則が施行されます」 職場における熱中症対策の強化について
- 資料 5 令和 7 年「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」実施要綱
 - ※ 実施要綱は令和 7 年 3 月 27 日付け群労発基 0327 第 5 号「令和 7 年『STOP！熱中症クールワークキャンペーン』の実施について」に添付されていますが、その後、厚生労働本省から一部記載誤りの通知があったため修正版となっています。修正された箇所等は次のとおりです。

【修正された箇所】

「10 各事業場における詳細な実施事項 > (3) 重点取組期間中に
実施すべき事項 > オ 異常時の措置」 の冒頭

【修正された内容】

正：(2) のキの措置に加え、

誤：(2) のクの措置に加え

2 参考（群馬労働局ホームページ）

(1) STOP！熱中症クールワークキャンペーン

（トップページ>STOP！熱中症クールワークキャンペーン ※4月・5月・8
月に掲載予定）

【ホームページアドレス】

https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/newpage_00669.html

【二次元コード】



(2) 職場における熱中症予防対策

（トップページ>各種法令・制度・手続き>安全衛生関係>職場における熱中
症予防対策）

【ホームページアドレス】

https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/anzen_nettyusyo.html

【二次元コード】





熱中症 クールワーク キャンペーン

職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。



◀ キャンペーン実施要項

—— キャンペーン期間 ——

4月	5月	6月	7月	8月	9月
準備			重点取組		

準備期間 4月 にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
☑チェックしましょう。

労働衛生管理体制の確立



事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し
熱中症予防の責任体制を確立

暑さ指数(WBGT)の把握の準備



JIS規格に適合した暑さ指数計を
準備し、点検

作業計画の策定



暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止
に関する事項を含めた作業計画を策定

設備対策の検討



暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風
または冷房設備、散水設備の設置を検討

休憩場所の確保の検討



冷房を備えた休憩場所や
涼しい休憩場所の確保を検討

服装の検討



透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や
送水により身体を冷却する機能をもつ服の
着用も検討

教育研修 の実施



管理者、労働者に
対する教育を実施

ガイド・教育動画

e-learning



緊急時の対応の事前確認



緊急時の対応(異常時における連絡体制や
対応手順等)を確認し、関係者に周知

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】関係省庁(予定)



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

・都道府県労働局・労働基準監督署

(R7.2)

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省
熱中症予防情報
サイト



STEP
1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施



休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置



服装

準備期間に検討した服装を着用



作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、
作業中止



プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる



水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行
させる等を考慮)



暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の
調整
※新規入職者や休み明け労働者は別途注意
すること



健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏
まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患
④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲
の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢



日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを
指導し、作業開始前に確認



作業中の労働者の 健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる
等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導



異常時の 対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を離れ、全身を濡らして送風することなどにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

重点取組期間

7月

にすべきこと

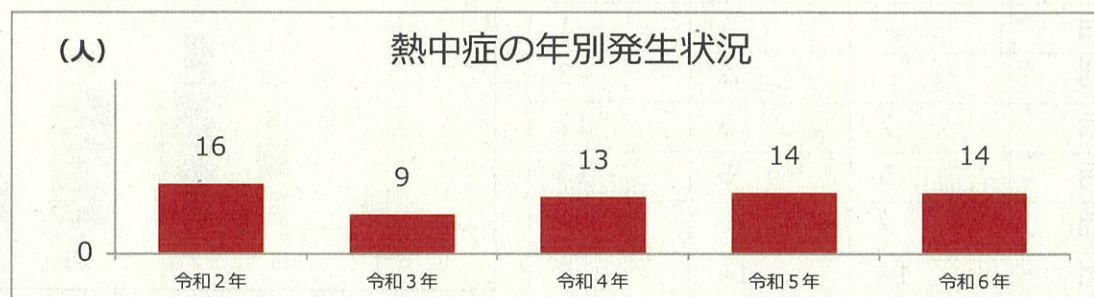


- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請

職場における熱中症による労働災害発生状況等について（群馬労働局管内）

※いずれも休業 4 日以上の労働者数（令和 7 年 3 月末確定値）

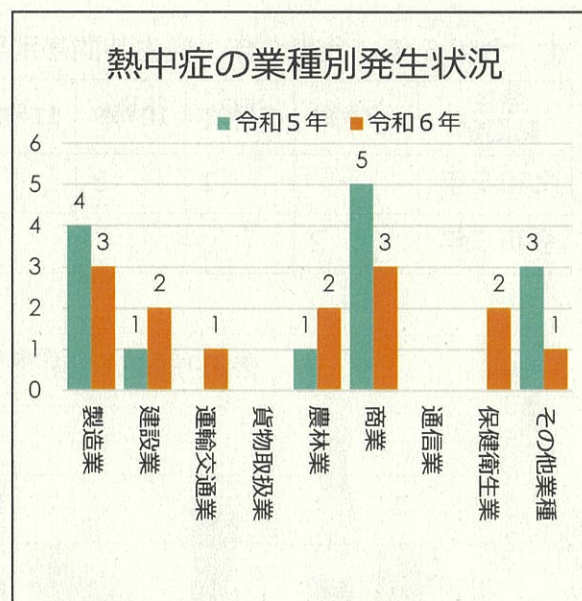
1. 発生状況の年別推移



令和 6 年の熱中症労働災害の発生件数は、前年と同数の 14 件となりました。

2. 令和 5 年・令和 6 年の業種別発生状況

業種別 \ 年別	令和 5 年	令和 6 年	総計
製造業	4	3	7
建設業	1	2	3
運輸交通業		1	1
貨物取扱業			
農林業	1	2	3
商業	5	3	8
通信業			
保健衛生業		2	2
その他業種	3	1	4
総計	14	14	28

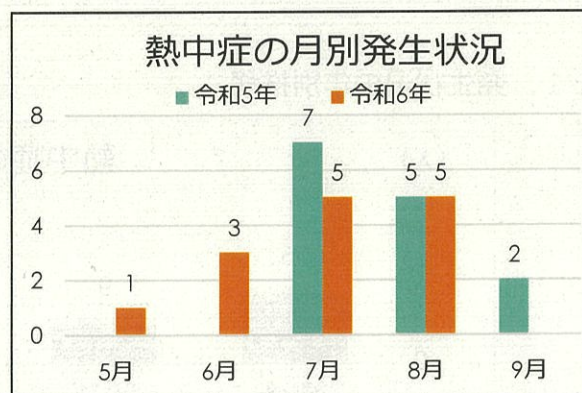


令和 6 年の熱中症による労働災害は、幅広い業種で発生しました。

近年の熱中症は、炎天下の屋外だけでなく屋内でも多く発生しています。

3. 令和5年・令和6年の月別発生状況

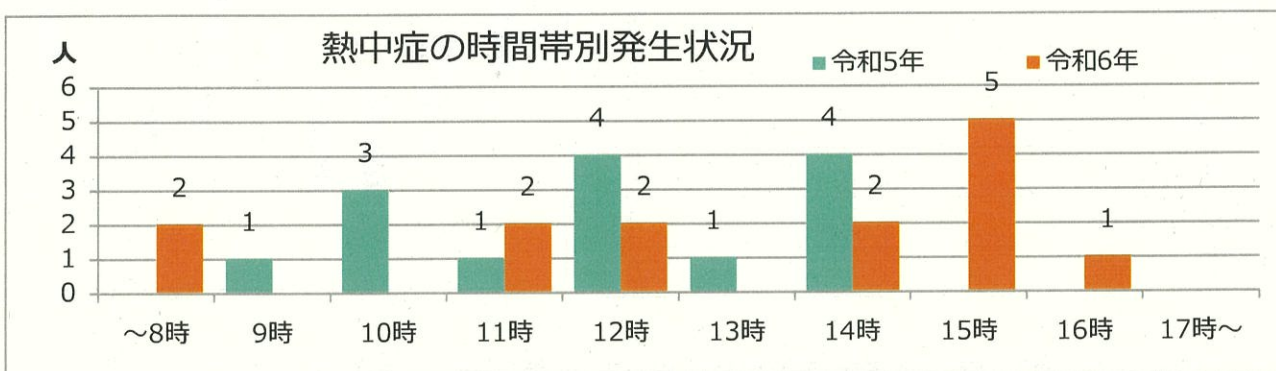
年別 月別	令和5年	令和6年	総計
5月		1	1
6月		3	3
7月	7	5	12
8月	5	5	10
9月	2		2
総計	14	14	28



令和6年の熱中症労働災害は、労働者の暑熱順化（体が暑さに慣れること）が未熟な7月と暑熱日が最も多い8月に多発しました。

4. 令和5年・令和6年の発生時間帯別発生状況

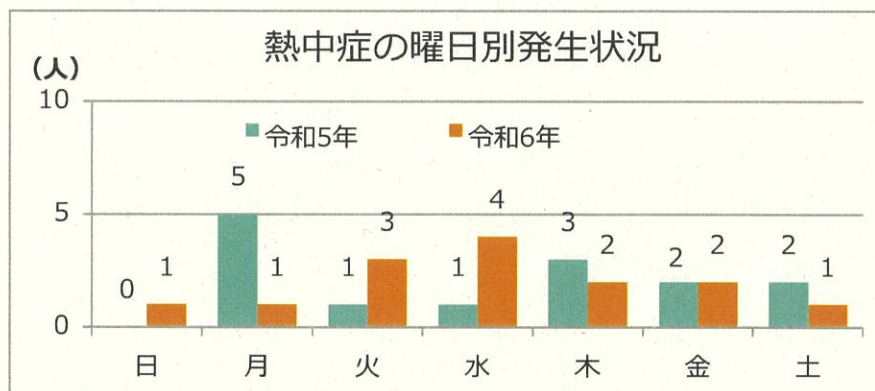
発生 時間帯別	～8時台	9時台	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台～
令和5年		1	3	1	4	1	4			
令和6年	2			2	2		2	5	1	



令和5年、令和6年とも、時間帯を問わず広く熱中症災害が発生しています。
特に、最も気温の上がる12時から15時ごろの時間帯に注意する必要があります。

5. 令和5年・令和6年の曜日別発生状況

曜日別	日	月	火	水	木	金	土	総計
令和5年		5	1	1	3	2	2	14
令和6年	1	1	3	4	2	2	1	14



熱中症を防ごう!!

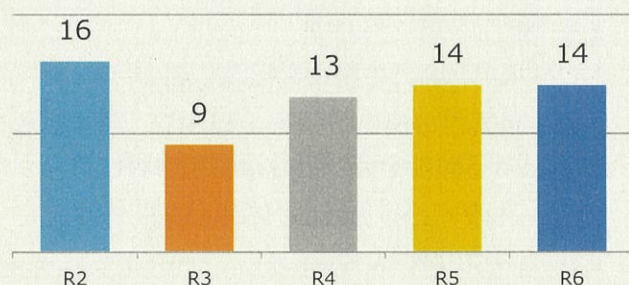


熱中症とは、高温多湿な環境下において、体内の水分及び塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れ、体内の体温調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称で、めまい・失神、筋肉痛・筋肉の硬直、大量発汗、頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感、意識障害・痙攣・手足の運動障害、高体温等のさまざまな症状が現れます。

群馬労働局管内で休業4日以上となった熱中症による死傷者は、**製造業、運輸交通業、商業**で多く発生しています。

5月から9月に発生し、特に**7月、8月**で多く発生しています（令和2年から令和6年の合計値）。

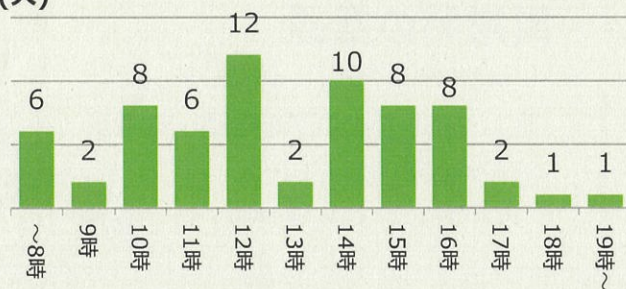
(人) 年別発生状況



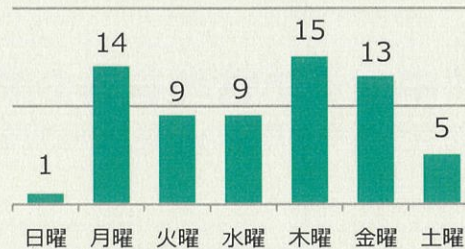
	5月	6月	7月	8月	9月	総計
製造業	2	3	6	10	1	22
建設業			3	3		6
運輸交通業			3	3	1	7
農林業		1	1	3		5
商業		1	4	5	1	11
保健衛生業		3				3
接客娯楽業				1		1
清掃と畜業			2			2
その他の事業	1	2		5	1	9
総計	3	10	19	30	4	66

熱中症の発生には、気象条件（気温・湿度・風通し）・健康状態が影響します。また、熱中症は経験期間や年齢に関係なく発生しています。

(人) 熱中症発生の時間帯(令和2年～令和6年)



(人) 熱中症発生の曜日別(令和2年～令和6年)



経験期間別	年代					総計
	～20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代～	
1年以内	4	2	7	9	5	27
1年超3年以内	3	3	2	3	4	15
3年超5年以内	1	1			1	3
5年超10年以内		1	2	1	2	6
10年超30年以内			1	4	7	12
30年超				1	2	3
総計	8	7	12	18	21	66

(資料：労働者死傷病報告（令和2年～令和6年）)

熱中症の予防対策

WBGT値(暑さ指数)の把握は熱中症予防の第一歩です！

JIS規格「JIS Z 8504」又は「JIS B 7922」に適合したWBGT指数計を準備し、点検しましょう。

測定方法や測定場所の差異により、参考値は、実測したWBGT値よりも低めの数値となることがあるため、直射日光下における作業、炉等の熱源の近くでの作業、冷房設備がなく風通しの悪い屋内における作業については、実測することが必要です。

なお、環境省、気象庁が発表している**熱中症警戒アラート**は、職場においても、熱中症リスクの早期把握の観点から参考となるので確認しましょう。



作業環境管理

- ・WBGT基準値を超え、または超える恐れのある高温多湿作業場所には熱を遮る遮蔽物や直射日光等を遮る簡易な屋根、適度な通風を行うための設備等を設けましょう
- ・休憩場所の整備を行いましょう



作業管理

- ・休憩時間の確保や熱への順化期間(暑熱順化)を設けましょう
- ・水分と塩分の摂取を指導しましょう
- ・通気性の良い服装等の着用や、身体を冷却する機能を持つ服の着用を検討しましょう
- ・ブレイキングを行い、休憩時間にも体温を下げる工夫をしましょう

健康管理

- ・健康診断結果に基づく対応を徹底しましょう
- ・高温多湿作業場所で作業を行う労働者については、日常の健康管理について指導を行い、健康状態について確認しましょう

労働衛生教育

- ・作業の管理者向け及び労働者向けに労働衛生教育を実施しましょう

熱中症予防管理者等の業務

- ・高温多湿作業場所の作業中の巡視を頻繁に行いましょう

異常時の措置

- ・いったん作業を離れ、休憩しましょう
- ・症状に応じて救急隊を要請しましょう
- ・病院へ搬送されるまでは、一人きりにしてはいけません



夏の「マスク着用」による熱中症に注意しましょう！

マスクを着用しているときは、知らず知らずのうちに水分補給を疎かにしがちです。

また、暑い日は特に、通常よりも息苦しさを感ずやすくなります。

感染症予防等でマスクを着用する際は、普段より意識的に水分を補給し、適度に休憩をとるなど、積極的に熱中症予防対策を行いましょう。



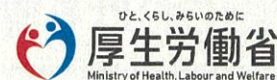
「学ぼう！ 備えよう！ 職場の仲間を守ろう！ 職場における熱中症予防情報」

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます

職場における 熱中症対策の強化について



熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

**死亡に至させない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。**

基本的な考え方

見つける

判断する

対処する

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

1

「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

対象となるのは

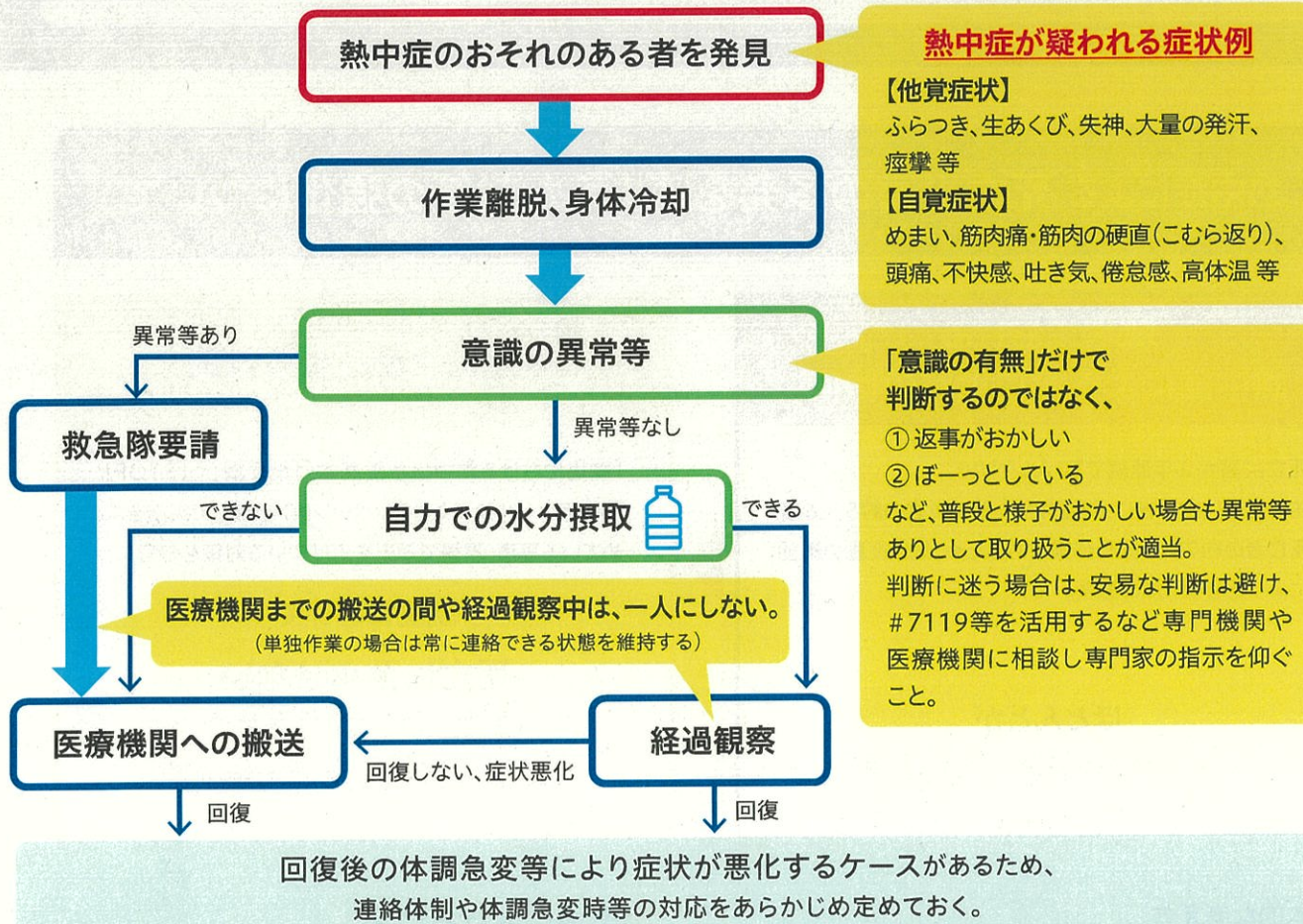
**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業**

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

職場における熱中症対策の強化について

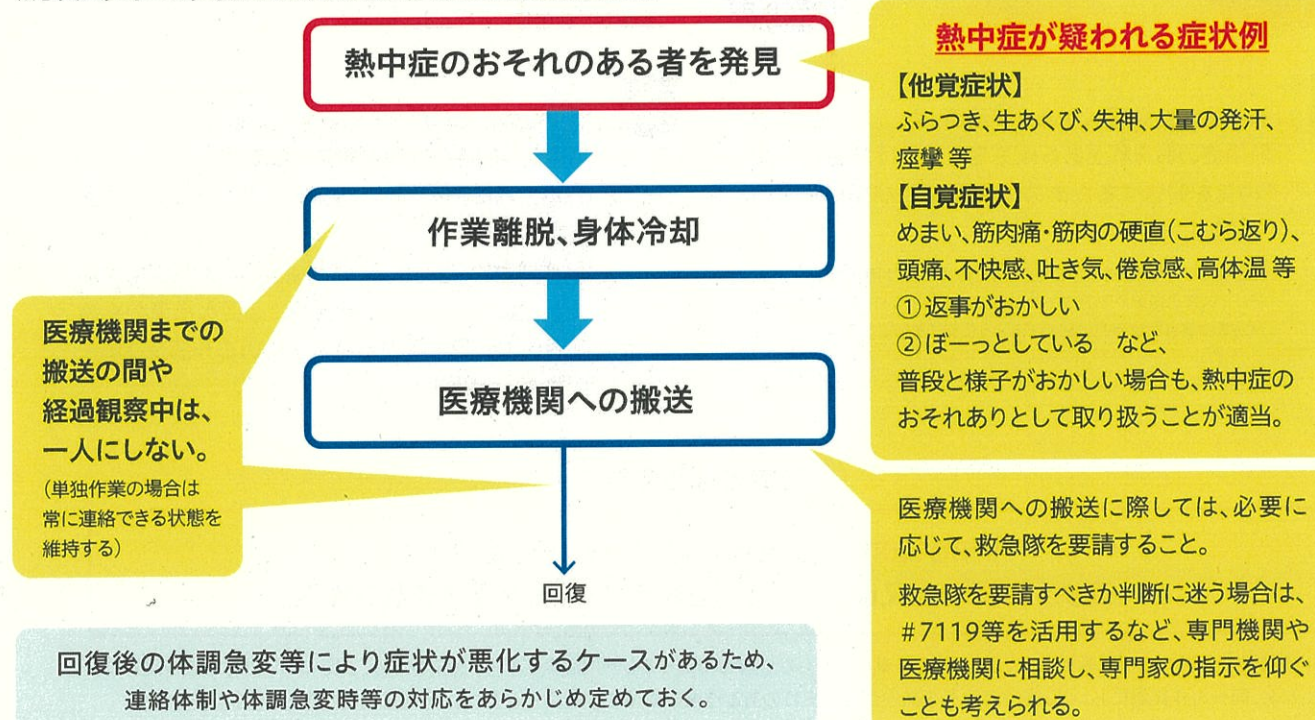
熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



令和 7 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱

令和 7 年 2 月 28 日制定

1 趣旨

夏季を中心に熱中症の発生が相次ぐ中、職場においても例年、熱中症が多数発生しており、ここ数年、重篤化して死亡に至る事例が年間 30 人程度発生する状態が続いていることから、業界、事業場ごとに、熱中症予防対策に取り組んでいるところである。昨年までの「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」においても、労働災害防止団体や関係省庁とも連携し、職場における熱中症の予防に取り組んできた。

昨年 1 年間の職場における熱中症の発生状況を見ると、死亡を含む休業 4 日以上の死傷者 1,195 人、うち死亡者は 30 人となっている。業種別にみると、死傷者数については、建設業 216 件、製造業 227 件となっており、全体の約 4 割がこれら 2 つの業種で発生している。また、死亡者数は、建設業、製造業及び運送業の順に多く、多くの事例で暑さ指数（WBGT）を把握せず、熱中症の発症時・緊急時の措置の確認・周知の実施を確認出来なかった。また、糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有している事例も見られ、医師等の意見を踏まえた配慮がなされていなかった事例もあった。

このため、本キャンペーンを通じ、すべての職場において、「職場における熱中症予防基本対策要綱」（令和 3 年 4 月 20 日付け基発 0420 第 3 号）に基づく基本的な熱中症予防対策を講ずるよう広く呼びかけるとともに、期間中、事業者は①暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を実施すること、②熱中症のおそれのある労働者を早期に見つけ、身体冷却や医療機関への搬送等適切な措置ができるための体制整備等を行うこと、③糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮をおこなうことなど、重点的な対策の徹底を図る。

なお、労働者と同じ場所で作業に従事する労働者以外の者についても、上記措置の対象に含める。

2 期間

令和 7 年 5 月 1 日から 9 月 30 日までとする。

なお、令和 7 年 4 月を準備期間とし、令和 7 年 7 月を重点取組期間とする。

3 主唱

厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団

法人全国警備業協会

4 協賛

公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会

5 後援（予定）

関係省庁

6 主唱者及び協賛者等による連携

各関係団体における実施事項についての情報交換及び相互支援の実施

7 主唱者の実施事項

（1）厚生労働省の実施事項

ア 熱中症予防に係る周知啓発資料（チェックリストを含む）等の作成、配布

イ 熱中症予防に係る有益な情報等を集めた特設サイトの開設

（ア）災害事例、効果的な対策、好事例、先進事例の紹介

（イ）熱中症予防に資するセミナー、教育用ツール等の案内

ウ 各種団体等への協力要請及び連携の促進

エ 都道府県労働局、労働基準監督署による事業場への啓発・指導

オ その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項

（2）各労働災害防止協会等の実施事項

ア 会員事業場等への周知啓発

イ 事業場の熱中症予防対策への指導援助

ウ 熱中症予防に資するセミナー等の開催、教育支援

エ 熱中症予防に資するテキスト、周知啓発資料等の提供

オ その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項

8 協賛者の実施事項

（1）有効な熱中症予防関連製品及び日本産業規格を満たした WBGT 指数計の普及促進

（2）その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項

9 各事業場における重点実施事項

期間中に「10 各事業場における詳細な実施事項」に掲げる取組を行うこととする。重点とすべき事項を以下に特記する。

（1）準備期間中

暑さ指数（WBGT）の把握の準備（10 の（1）のア）

作業計画の策定等（10 の（1）のイ）

緊急時の対応の事前確認等（10の（1）のク）

（2）キャンペーン期間中

暑さ指数（WBGT）の把握と評価（10の（2）のア及びイ）

作業環境管理（10の（2）のウ）

作業管理（10の（2）のエ）

健康管理（10の（2）のオ）

異常時の措置（10の（2）のキ）

（3）重点取組期間中

作業環境管理（10の（3）のア）

作業管理（10の（3）のイ）

異常時の措置（10の（3）のオ）

10 各事業場における詳細な実施事項

（1）準備期間中に実施すべき事項

ア 暑さ指数（WBGT）の把握の準備

日本産業規格 JIS Z 8504 又は JIS B 7922 に適合した WBGT 指数計を準備し、点検すること。黒球がないなど日本産業規格に適合しない測定器では、屋外や輻射熱がある屋内の作業場所で、暑さ指数（WBGT）が正常に測定されない場合がある。

なお、環境省が発表している熱中症特別警戒アラート、環境省、気象庁が発表している熱中症警戒アラートは、職場においても、熱中症リスクの早期把握の観点から参考となる。

イ 作業計画の策定等

夏季の暑熱環境下における作業に対する作業計画を策定する。作業計画には、特に新規入職者や休み明け労働者等については、熱中症を発症するリスクが高いため、作業内容等十分に考慮した暑熱順化プログラム、暑さ指数（WBGT）に応じた十分な休憩時間の確保、WBGT 基準値（別紙表1）を踏まえた作業中止に関する事項を含める必要がある。なお、休憩時間の確保や作業中止に関する事項の検討に当たっては、下記ウからオに基づいて実施する対策や検討結果、カからクに基づいて実施する管理等の状況を十分に踏まえたものとする。

また、熱中症の症状を呈して体調不良となった場合等を想定した連絡等の体制と、必要な措置の実施手順を定め、関係労働者に周知する。

ウ 設備対策の検討

WBGT 基準値を超えるおそれのある場所において作業を行うことが予定されている場合には、簡易な屋根の設置、通風又は冷房設備の設置、ミストシャワー等による散水設備の設置を検討する。ただし、ミストシャワー等による散水設備の設置に当たっては、湿度が上昇することや滑りやすくなることに

留意する。また、既に設置している冷房設備等については、その機能を点検する。

エ 休憩場所の確保の検討

熱中症の重篤化を防ぐためには、適切な身体冷却が有効なため作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所の確保を検討する。当該休憩場所は横になることのできる広さのものとする。また、休憩場所における状態の把握方法及び状態が悪化した場合の対応についても検討する。

オ 服装等の検討

熱を吸収し又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を準備する。また、直射日光下における作業が予定されている場合には、通気性の良い帽子、ヘルメット等を準備する。服装等の選定に当たっては、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服やヘルメットを採用するなど、作業中の深部体温上昇の抑制に資するものを積極的に採用する。

なお、事業者が業務に関連し衣類や保護衣を指定することが必要な場合があり、この際には、あらかじめ衣類の種類を確認し、暑さ指数（WBGT）の補正（別紙表2）の必要性を考慮する。

カ 教育研修の実施

各級管理者、労働者に対する教育を実施する。教育は、別紙表3及び別紙表4に基づき実施する。

教育用教材としては、厚生労働省の運営しているポータルサイト「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報」に掲載されている「熱中症予防スイッチ・オン その行動、その習慣が、いのちを守る 自分でできる7つのこと」等の動画コンテンツ、「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」、熱中症予防対策について点検すべき事項をまとめたリーフレット等や、環境省の熱中症予防情報サイトに公表されている熱中症に係る動画コンテンツや救急措置等の要点が記載された携帯カード「熱中症予防カード」などを活用する。

なお、事業者が自ら当該教育を行うことが困難な場合には、関係団体が行う教育を活用する。

キ 労働衛生管理体制の確立

事業者、産業医、衛生管理者、安全衛生推進者又は衛生推進者が中心となり、(1)から(3)までに掲げる熱中症予防対策について検討するとともに、事業場における熱中症予防に係る責任体制の確立を図る。

現場で作業を管理する者等、衛生管理者、安全衛生推進者等以外の者に熱中症予防対策を行わせる場合は、上記カの教育研修を受けた者等熱中症について十分な知識を有する者のうちから、熱中症予防管理者を選任し、同管理者に対し、(2)のクに掲げる業務について教育を行う。

ク 緊急時の対応の事前確認等

事業場ごとに、あらかじめ、労働者の体調不良時に搬送を行う医療機関の連絡先や所在地や緊急時の必要な措置の実施手順を作成し、朝礼場所や休憩場等の労働者が見やすい場所への掲示やメールでの送付等により周知する。

(2) キャンペーン期間中に実施すべき事項

ア 暑さ指数（WBGT）の把握

暑さ指数（WBGT）の把握は、日本産業規格に適合した WBGT 指数計による随時把握を基本とする。その地域を代表する一般的な暑さ指数（WBGT）を参考とすることは有効であるが、個々の作業場所や作業ごとの状況は反映されていないことに留意する。特に、測定方法や測定場所の差異により、参考値は、実測した暑さ指数（WBGT）よりも低めの数値となることがあるため、直射日光下における作業、炉等の熱源の近くでの作業、冷房設備がなく風通しの悪い屋内における作業については、実測することが必要である。

地域を代表する一般的な暑さ指数（WBGT）の参照：

環境省熱中症予防情報サイト <https://www.wbgt.env.go.jp/>

建設現場における熱中症の危険度の簡易判定のためのツール：

建設業労働災害防止協会ホームページ

https://www.kensaibou.or.jp/safe_tech/leaflet/files/heat_stroke_risk_assessment_chart.p

df

イ 暑さ指数（WBGT）の評価

実測した暑さ指数（WBGT）（必要に応じて別紙表 2 により衣類の補正をしたもの）は、別紙表 1 の WBGT 基準値に照らして評価し、熱中症リスクを正しく見積もる。WBGT 基準値を超え又は超えるおそれのある場合には、暑さ指数（WBGT）の低減をはじめとした以下ウからオまでの対策を徹底する。

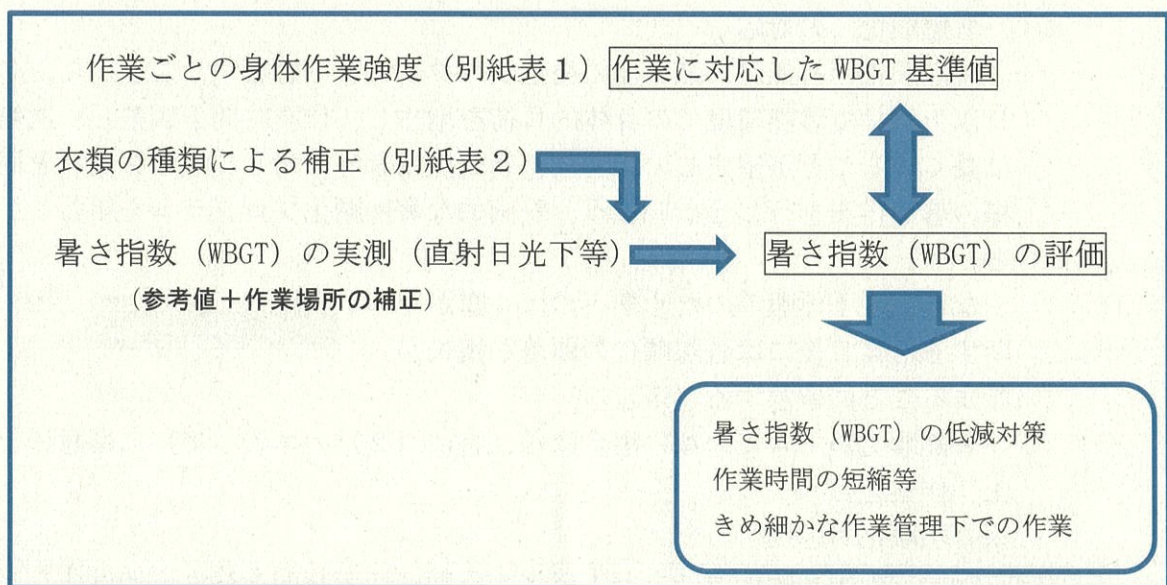


図 暑さ指数（WBGT）の評価と評価結果に基づく措置

ウ 作業環境管理

（ア）暑さ指数（WBGT）の低減等

（１）のウで検討した暑さ指数（WBGT）の低減対策を行う。

（イ）休憩場所の整備等

（１）のエで検討した休憩場所の設置を行う。休憩場所には、氷、アイススラリー（流動性の氷状飲料）、冷たいおしぼり、水風呂、シャワー等の身体を適度に冷やすことのできる物品及び設備を設ける。また、水分及び塩分の補給を定期的かつ容易に行うことができるよう飲料水、スポーツドリンク、塩飴等の備付け等を行う。さらに、状態が悪化した場合に対応できるように、休憩する者を一人きりにしないことや連絡手段を明示する等に留意する。

エ 作業管理

（ア）作業時間の短縮等

（１）のイで検討した作業計画に基づき、WBGT 基準値に応じた休憩等を行うこと。

測定した暑さ指数（WBGT）が WBGT 基準値を大幅に超える場合は、原則として作業を行わないこととする。WBGT 基準値を大幅に超える場所で、やむを得ず作業を行う場合は、次に留意して作業を行う。

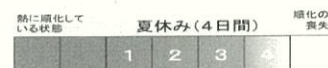
① 単独作業を控え、（１）のイを参考に、休憩時間を長めに設定する。

② 管理者は、作業中労働者の心拍数、体温及び尿の回数・色等の身体状況、水分及び塩分の摂取状況を頻繁に確認する。なお、熱中症の発生しやすさには個人差があることから、ウェアラブルデバイスなどの IoT 機器を活用することによる健康管理も有効である。

（イ）暑熱順化への対応

暑熱順化の有無が、熱中症の発生リスクに大きく影響することから、7 日以上かけて暑熱環境での身体的負荷を増やし、作業時間を調整し、次第に長くすることが望ましい。特に、新規採用者等に対して他の労働者と同様の暑熱作業を行わせないよう、計画的な暑熱順化プログラムを組むこと。

なお、夏季休暇等のため熱へのばく露が中断すると 4 日後には暑熱順化の顕著な喪失が始まることに留意する（※）。



暑熱順化ができていない場合には、特に（２）のエの（ア）に留意の上、作業を行う。

※暑熱順化対応例

職場での暑熱順化は暑さが本格化する前に作業時間を徐々に伸ばすなど

調整し、発汗しやすい服装等で作業負荷をかけ、個人の健康状態を確認しながら7日以上かけて実施する。職場以外でも、個人の運動、入浴等日常生活で無理のない範囲で汗をかくようにすることでも可能である。

また、4日後には暑熱順化が顕著に喪失することを踏まえ、連休前に7日以上かけて身体的負荷を増やすなど暑熱順化しても、GWなどを挟む場合には、休暇中の活動状況をヒアリングするなどして、休暇中に発汗を伴うスポーツ等を行っていなかったような場合は、必要に応じ、暑熱順化期間の延長や、追加の暑熱順化を行う。

(ウ) 水分及び塩分の摂取

労働者は、のどの渇きに関する自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を行う。管理者は、労働者の水分及び塩分の摂取を確認するための表の作成、作業中の巡視における確認、水分を常備、休憩設備の工夫などにより、労働者からの申出にかかわらず定期的な水分及び塩分の摂取の徹底を図る。

なお、尿の回数が少ない又は尿の色が普段より濃い状態は、体内の水分が不足している状態である可能性があることを作業者へ周知する。

(エ) 服装等

(1) のオで検討した服、帽子、ヘルメット等を着用する。必要に応じ、通気性の良い衣類に変更する。

(オ) プレクーリング

暑さ指数(WBGT)が高い暑熱環境の下で、作業強度を下げたり通気性の良い衣服を採用したりすることが困難な作業においては、作業開始前にあらかじめ深部体温を下げ、作業中の体温上昇を抑えるプレクーリングも行われており、体表面を冷却する方法と、冷水やアイススラリー(流動性の氷状飲料)などを摂取して体内から冷却する方法がある。必要に応じて作業開始前や休憩時間中のプレクーリングを検討する。

オ 健康管理

(ア) 健康診断結果に基づく対応等

熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある次のような疾病を有する者に対しては、医師等の意見を踏まえ配慮を行う。

- ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒等、⑧下痢等

(イ) 日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることについて指導を行う。また、熱中症の具体的症状について労働者に教育し、労働者自身が早期に気づくことができるようにする。

(ウ) 労働者の健康状態及び暑熱順化の状況の確認

当日の作業開始前に、当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等の健康状態の確認を行う。また、職長等の管理者は、入職後1週間未満の労働者及び夏季休暇等のために熱へのばく露から4日以上離れていた労働者をあらかじめ把握し、当該労働者の作業時間中や作業終了時における健康状態に特に配慮する。

健康状態又は暑熱順化の状況から熱中症の発症リスクが高いと疑われる者に対しては、必要に応じ作業の配置換え等を行う。

(エ) 作業中の労働者の健康状態の確認

作業中は巡視を頻繁に行い、声をかけるなどして労働者の健康状態を確認する。また、単独での長時間労働を避けさせ、複数の労働者による作業においては、労働者お互いの健康状態について留意するよう指導するとともに、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者やあらかじめ定められた担当者に申し出るよう指導する。単独作業を避けられない場合はウェアラブルデバイス等の導入を検討することや体調の定期連絡など常に状況を確認できる態勢を確保することが望ましい。

カ 労働衛生教育

(1) のカの教育研修については、期間中においても、適切な機会をとらえて実施する。特に別紙表4に示す内容については、雇入れ時や新規入場時に加え、日々の朝礼等の際にも繰り返し実施する。

キ 異常時の措置

本人や周りが少しでも異変を感じた際には、必ず、一旦、作業を離れ、身体冷却や医療機関に搬送するなどの措置をとるとともに、症状に応じて救急隊を要請する。なお、本人に自覚症状がない、又は大丈夫との本人からの申出があったとしても躊躇わずに、あらかじめ定められた担当者に連絡し、措置の実施手順に従って、医療機関への搬送や救急隊の要請を行う。なお、判断に迷う場合は、#7119等を活用することも有効である。医療機関に搬送するまでの間や救急隊が到着するまでの間には、必要に応じてアイススラリー（流動性の氷状飲料）、水分、塩分の摂取を行ったり、衣服を脱がせ水をかけて全身を急速冷却したりすること等により効果的な身体冷却に努める。その際には、一人きりにせずに誰かが様子を観察する。

ク 熱中症予防管理者等の業務

衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者又は熱中症予防管理者に対し、次の業務を行わせること。

(ア) 作業に応じて、適用すべき WBGT 基準値を決定し、併せて衣類に関し暑さ指数 (WBGT) に加えるべき着衣補正值の有無を確認する。

(イ) ウの (ア) の暑さ指数 (WBGT) の低減対策の実施状況を確認する。

(ウ) 入職日、作業や休暇の状況等に基づき、あらかじめ各労働者の暑熱順化の状況を確認する。なお、あらかじめ暑熱順化不足の疑われる労働者はプロ

グラムに沿って暑熱順化を行う必要がある。

(エ) 朝礼時等作業開始前において労働者の体調及び暑熱順化の状況を確認する。

(オ) 作業場所の暑さ指数（WBGT）の把握と結果の評価を行う。

評価結果に基づき、必要に応じて作業時間の短縮等の措置を講ずる。

(カ) 熱中症のおそれのある労働者を発見した際に連絡を行う担当者や連絡先、措置の手順等について、作業開始前に周知する。

(キ) 職場巡視を行い、労働者の水分及び塩分の摂取状況を確認する。

(ク) 退勤後に体調が悪化しうることについて注意喚起する。

(3) 重点取組期間中に実施すべき事項

ア 作業環境管理

(2) のウの（ア）の暑さ指数（WBGT）の低減効果を再確認し、必要に応じて追加対策を行う。

イ 作業管理

(ア) 期間中に梅雨明けを迎える地域が多く、急激な暑さ指数（WBGT）の上昇が想定されるが、その場合は、労働者の暑熱順化ができていないことから、プログラムに沿って暑熱順化を行うとともに、暑さ指数（WBGT）に応じた作業の中断等を徹底する。

(イ) 水分及び塩分の積極的な摂取や熱中症予防管理者等によるその確認の徹底を図る。

ウ 健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、体調不良、前日の多量の飲酒、暑熱順化の不足等について、作業開始前に確認するとともに、巡視の頻度を増やす。

エ 労働衛生教育

期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的な教育を行う。

オ 異常時の措置

(2) のキの措置に加え、体調不良の者を休憩させる場合は、状態の把握が容易に行えるように配慮し、事前に周知されている担当者に連絡を行い、あらかじめ定められた措置の実施手順に従い対処すること。なお、判断に迷う場合は、#7119 等を活用することも有効である。

表 1 身体作業強度等に応じた WBGT 基準値

区分	身体作業強度（代謝率レベル）の例	WBGT 基準値	
		暑熱順化者の WBGT 基準値 °C	暑熱非順化者の WBGT 基準値 °C
0 安静	安静、楽な座位	33	32
1 低代謝率	軽い手作業（書く、タイピング、描く、縫う、簿記）；手及び腕の作業（小さいペンチツール、点検、組立て又は軽い材料の区分け）；腕及び脚の作業（通常の状態での乗り物の運転、フットスイッチ及びペダルの操作）。 立位でドリル作業（小さい部品）；フライス盤（小さい部品）；コイル巻き；小さい電機子巻き；小さい力で駆動する機械；2.5 km/h 以下での平たん（坦）な場所での歩き。	30	29
2 中程度代謝率	継続的な手及び腕の作業〔くぎ（釘）打ち、盛土〕；腕及び脚の作業（トラックのオフロード運転、トラクター及び建設車両）；腕と胴体の作業（空気圧ハンマーでの作業、トラクター組立て、しっくい塗り、中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、除草、果物及び野菜の収穫）；軽量の荷車及び手押し車を押したり引いたりする；2.5 km/h～5.5 km/h での平たんな場所での歩き；鍛造	28	26
3 高代謝率	強度の腕及び胴体の作業；重量物の運搬；ショベル作業；ハンマー作業；のこぎり作業；硬い木へのかんな掛け又はのみ作業；草刈り；掘る；5.5 km/h～7 km/h での平たんな場所での歩き。 重量物の荷車及び手押し車を押したり引いたりする；鋳物を削る；コンクリートブロックを積む。	26	23
4 極高代謝率	最大速度の速さでのとても激しい活動；おの（斧）を振るう；激しくシャベルを使ったり掘ったりする；階段を昇る；平たんな場所でする；7km/h 以上で平たんな場所を歩く。	25	20

注 1 日本産業規格 JIS Z 8504（熱環境の人間工学－WBGT（湿球黒球温度）指数に基づく作業者の熱ストレスの評価－暑熱環境）附属書 A「WBGT 熱ストレス指数の基準値」を基に、同表に示す代謝率レベルを具体的な例に置き換えて作成したもの。

注 2 暑熱順化者とは、「評価期間の少なくとも 1 週間以前から同様の全労働期間、高温作業条件（又は類似若しくはそれ以上の極端な条件）にばく露された人」をいう。

注 3（参考 1）身体を冷却する服の着用をしていない等、特段の熱中症予防対策を講じていない場合における「休憩時間の目安」：暑熱順化した作業員において、WBGT 基準値～1℃程度超過しているときには 1 時間当たり 15 分以上の休憩、2℃程度超過しているときには 30 分以上の休憩、3℃程度超過しているときには 45 分以上の休憩、それ以上超過しているときには作業中止が望ましい。暑熱順化していない作業員においては、上記よりもより長い時間の休憩等が望ましい。

（出典）米国産業衛生専門家会議（ACGIH）の許容限界値（TLV）を元に算出。

注 4 身体を冷却する服の着用等により、作業中の深部体温の上昇や休憩中の身体冷却の促進が図られるような場合については、参考 1 に示した休憩時間を短縮し、又は作業中止とする WBGT 値を高く設定することも可能であるが、その検討に当たっては、以下、参考 2 に掲げる知見を踏まえたものとする。また、熱中症の発症や発症後の重症化の有無及び早さは個々の労働者の健康状態や作業態様によって大きく異なるため、10(2)オ(エ)に掲げる「作業中の労働者の健康状態の確認」に当たっては、周辺で作業する作業員との間で 2 人 1 組で「バディ」を組ませて声かけ等により定期的に相互の健康状態や異常の有無を確認するなどにより、熱中症の未然防止や発症時の迅速な応急措置の実施に努めることが必要である。

（参考 2）

- ・ 適切な休憩の取得で体温や体液の正常化を図った上での、ファン付き作業服の着用は、作業時間を長くすることも可能である。温度 30℃、湿度 85%における運動実験の結果、ファン付き作業服の着用は非着用時と比較して同様の体温に到達するまで 15 分遅らせる効果があることがわかっている。
- ・ 同実験の結果、ファン付き作業服の着用は非着用時と比較して推定発汗量が約 20%減少させる効果があることもわかっている。

表 2 衣類の組合せにより暑さ指数 (WBGT) に加えるべき着衣補正值 (°C-WBGT)

組合せ	コメント	暑さ指数 (WBGT) に加えるべき着衣補正值 (°C-WBGT)
作業服	織物製作業服で、基準となる組合せ着衣である。	0
つなぎ服	表面加工された綿を含む織物製	0
単層のポリオレフィン不織布製つなぎ服	ポリエチレンから特殊な方法で製造される布地	2
単層の SMS 不織布製のつなぎ服	SMS はポリプロピレンから不織布を製造する汎用的な手法である。	0
織物の衣服を二重に着用した場合	通常、作業服の上につなぎ服を着た状態。	3
つなぎ服の上に長袖ロング丈の不透湿性エプロンを着用した場合	巻付型エプロンの形状は化学薬剤の漏れから身体の前面及び側面を保護するように設計されている。	4
フードなしの単層の不透湿つなぎ服	実際の効果は環境湿度に影響され、多くの場合、影響はもっと小さくなる。	10
フードつき単層の不透湿つなぎ服	実際の効果は環境湿度に影響され、多くの場合、影響はもっと小さくなる。	11
服の上に着たフードなし不透湿性のつなぎ服	—	12
フード	着衣組合せの種類やフードの素材を問わず、フード付きの着衣を着用する場合。フードなしの組合せ着衣の着衣補正值に加算される。	+1

注記 1 透湿抵抗が高い衣服では、相対湿度に依存する。着衣補正值は起こりうる最も高い値を示す。

注記 2 SMS はスパンボンド-メルトブローン-スパンボンドの 3 層構造からなる不織布である。

注記 3 ポリオレフィンとは、ポリエチレン、ポリプロピレン、ならびにその共重合体などの総称である。

表 3 熱中症予防管理者労働衛生教育

事項		範囲	時間
(1)	熱中症の症状*	・ 熱中症の概要 ・ 職場における熱中症の特徴 ・ 体温の調節 ・ 体液の調節 ・ 熱中症が発生する仕組みと症状	30分
(2)	熱中症の予防方法*	・ 暑さ指数（WBGT）（意味、WBGT 基準値に基づく評価） ・ 作業環境管理（暑さ指数（WBGT）の低減、休憩場所の整備等） ・ 作業管理（作業時間の短縮、暑熱順化、水分及び塩分の摂取、服装、作業中の巡視等） ・ 健康管理（健康診断結果に基づく対応、日常の健康管理、労働者の健康状態の確認、身体状況の確認等） ・ 労働衛生教育（労働者に対する教育の重要性、教育内容及び教育方法） ・ 熱中症予防対策事例	150分
(3)	緊急時の救急処置	・ 緊急連絡網の作成及び周知 ・ 緊急時の救急措置	15分
(4)	熱中症の事例	・ 熱中症の災害事例	15分

注 対象者の熱中症に対する基礎知識の状況に応じ、(1)及び(2)をそれぞれ15分、75分に短縮して行うこととして差し支えない。

表 4 労働者向け労働衛生教育（雇入れ時又は新規入場時）

事項		範囲
(1)	熱中症の症状	・ 熱中症の概要 ・ 職場における熱中症の特徴 ・ 体温の調節 ・ 体液の調節 ・ 熱中症が発生する仕組みと症状
(2)	熱中症の予防方法	・ 暑さ指数（WBGT）の意味 ・ 現場での熱中症予防活動（暑熱順化、水分及び塩分の摂取、服装、日常の健康管理等）
(3)	緊急時の救急処置	・ 緊急時の救急措置
(4)	熱中症の事例	・ 熱中症の災害事例

